

令和8年度 学校施設開放 村内の学校施設の利用を希望する皆さんへ



スポーツ少年団を含む、村内のスポーツ団体(▽構成員の半数以上かつ10人以上が村内在住・在勤・在学▽18歳以上の監督者がいる――を満たす団体)を対象に、村内の学校施設を開放します(一般開放)。また、自治会・学童クラブ・子ども会の行事でも学校施設が利用できます(特別開放)。

各施設の貸し出し条件など詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

一般開放(通年利用)

対象▼スポーツ団体(公共団体または一般団体)

年間を通して利用を希望する団体の代表者(1人)は、下記をご確認の上、利用調整会議に必ず出席してください。

利用調整会議の期日等▼

区分	グラウンド	体育館・格技場・卓球場
期日		3月14日(土)
時間	午後1時30分から	午後2時30分から
場所	東海文化センター	

※希望枠が重複する場合は代表者同士の話し合いで決定しますので、事前に団体内で対応を協議した上でご参加ください。

【公共的団体(スポーツ少年団、スポーツ協会各連盟加盟団体)の代表者へ】

会議への出席を希望する団体は、「令和8年度学校開放利用調整会議参加申込書兼第一・二希望事前調査票(公共的団体用)」に必要事項を記入し、2月8日(日)までに、メールまたはお越しの上、申し込みください。

第三希望がある場合は、公共的団体の第一・二希望確定後の枠(2月20日(金)に村公式ホームページで公表予定)を確認後、「公共的団体第三希望事前調査票」に必要事項を記入し、3月1日(日)までに、メールまたはお越しの上、申し込みください。※多くの団体が利用できるよう、不要な枠の確保はご遠慮ください。

【一般団体の代表者へ】

会議への出席を希望する団体は、公共的団体の第一・二希望確定後の枠(2月20日(金)に村公式ホームページで公表予定)を確認後、「令和8年度学校開放利用調整会議参加申込書兼第一希望事前調査票(一般団体用)」に必要事項を記入し、3月1日(日)までに、メールまたはお越しの上、申し込みください。

【対象施設】

- ▽小学校…体育館・グラウンド
- ▽中学校…体育館・格技場
- ▽県立東海高等学校…体育館・卓球場

特別開放(単発利用)

対象▼自治会・学童クラブ・子ども会

自治会・学童クラブ・子ども会の行事に限り、一般開放に優先して学校施設を利用することができます。

利用を希望する場合は、事前に、利用申請書に必要事項を記入し、メールまたはお越しの上、申し込みください。

【特別開放利用に当たってのお願い】

行事開催直前の利用申し込みは、すでに利用が決まっている一般開放の団体等へ迷惑をかける場合があります。

行事の開催日については、期日に余裕をもって設定するほか、日時等の決定後は、速やかに申し込みください。また、日時の変更やキャンセル等が発生した場合は、早めのご連絡をお願いします。

【申し込み・問い合わせ】

生涯学習課文化芸術・スポーツ推進担当(歴史と未来の交流館内 ☎287-0851 ☐syougaigakusyu@vill.tokai.ibaraki.jp) ※申込書等は、生涯学習課に備え付けているほか、村公式ホームページからもダウンロードできます。



▲村公式HP